

令和 8 年 第 1 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 8 年 3 月 2 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 8 年 3 月 13 日 (金) 14 時 00 分
閉 会	令和 8 年 3 月 13 日 (金) 14 時 48 分
出席議員	<p>議長 石丸 時次郎 1 番 平田 英司  2 番 原田 邦男 3 番 池松 和彦  4 番 原口 博文 5 番 原田 宏  6 番 木村 和彦 7 番 石橋 里美  8 番 柳 雅明 9 番 山本 一洋  10 番 奥村 忠義 11 番 山本 久矢  13 番 寺原 裕明</p>
出席議員数	13 名
欠席議員	12 番 河内 直子
地方自治法第121条の規定により説明の為に出席した者の職氏名	<p>町 長 田頭 喜久己 副町長 岩下 定徳  教育長 宮崎 敏宏 総務課長 古川 秀志  企画課長 村山 弥生 大刀洗 神崎 英昭  平和記念館長  財政課長 尾畑 正行 税務課長 八尋 福由  出納室長 橋本 照美 住民課長 吉浦 高幸  人権・同和 尾籠 浩一郎 健康課長 橋本 豊  対策室長  環境防災課長 岡部 裕行 建設課長 行武 一洋  都市計画課長 田中 達也 農林商工課長 谷口 謙司  上下水道課長 徳永 正弘 福祉課長 稲葉 佳奈  こども課長 橋本 寿江 教育課長 宮崎 宣匡  生涯学習課長 小川 真一</p>
欠席者	なし
本会議に職務のために出席した者の職氏名	<p>議会事務局長 坂田 康仁 議会事務局 野明子</p>

# 会 議 録

令和8年第1回定例会

[閉会日]

令和8年3月13日（金）

開 議	
議 長	<p>こんにちは。</p> <p>本日の出席議員は13人につき、定足数に達しております。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(14:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 町長から追加議案の提案理由の説明を求めます。</p> <p>田頭町長</p>
町 長	<p>こんにちは。</p> <p>本日は、令和8年第1回定例会の最終日でございますが、開会日をお願いしておりましたように追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、追加議案等4件の提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>同意第3号、筑前町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることにつきましては、筑前町教育委員会の教育長である宮崎敏宏氏が令和8年5月27日をもって任期満了となるため、再任することについて町議会の同意を求めるものです。</p> <p>同意第4号、筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、筑前町教育委員会の委員である浦山敏弘氏が令和8年5月27日をもって任期満了となるため、後任として金子毅氏を任命することについて町議会の同意を求めるものです。</p> <p>報告第2号、専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償について報告するものです。</p> <p>内容としましては、令和7年5月23日に福岡市早良区内において職員が運転する公用車が2車線道路の左側を走行中、右に車線変更をする際、後方から直進する相手方車両と衝突した事故で、専決処分の事項の指定に該当することから、令和8年2月13日付で専決処分したものです。</p> <p>議案第32号、令和7年度筑前町一般会計補正予算（第9号）につきましては、補正額1,650万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ174億6,394万8,000円とするものです。</p> <p>増額補正の理由は、コスモスプラザの自動制御盤内機器等を緊急に更新するためのコスモスプラザ維持管理業務1,650万円を追加するものです。また、繰越明許費の補正として、同事業の追加1件、物価高対応子育て応援手当支給事業及び農業共同利用施設機能強化促進事業の繰越額の変更2件、地方債補正として追加1件がございます。</p> <p>以上が追加議案の提案理由です。</p> <p>慎重にご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>町長の提案理由の説明が終わりました。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 議案第2号「権利の放棄について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>

	(討論なし)
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第2号「権利の放棄について」を採決します。</p> <p>議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第3	
議長	<p>日程第3 議案第3号「町道の路線認定について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第3号「町道の路線認定について」を採決します。</p> <p>議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第4	
議長	<p>日程第4 議案第4号「町道の路線変更について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第4号「町道の路線変更について」を採決します。</p> <p>議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第5	
議長	<p>日程第5 議案第5号「財産の処分について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>

議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第5号「財産の処分について」を採決します。</p> <p>議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第6	
議 長	<p>日程第6 議案第6号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第6号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を採決します。</p> <p>議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第7	
議 長	<p>日程第7 議案第7号「筑前町地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>なお、本議案における筑前町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例につきましても、地方自治法の規定により、条例の制定または改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないとされているため、3月2日付文書により、議長から監査委員に対し意見聴取を行いました。その回答につきましてはタブレットに格納しておりますので、ご確認をお願いします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ないですか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第7号「筑前町地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p>

	したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第8号「筑前町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第8号「筑前町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第9号「筑前町行政手続条例の一部を改正する条例について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第9号「筑前町行政手続条例の一部を改正する条例について」を採決します。</p> <p>議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第10号「筑前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>

議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第10号「筑前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第11	
議 長	<p>日程第11 議案第11号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第11号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第12	
議 長	<p>日程第12 議案第12号「筑前町ふるさと応援寄付条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第12号「筑前町ふるさと応援寄付条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第13	
議 長	<p>日程第13 議案第13号「筑前町自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p>

	<p>質疑ないですか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第13号「筑前町自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第14	
議長	<p>日程第14 議案第14号「筑前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第14号「筑前町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決します。 議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第15	
議長	<p>日程第15 議案第15号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第15号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p>

	したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。
日程第16	
議長	<p>日程第16 議案第16号「筑前町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第16号「筑前町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第17	
議長	<p>日程第17 議案第17号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第17号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第18	
議長	<p>日程第18 議案第18号「筑前町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p>

	<p>これから、議案第18号「筑前町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第19	
議長	<p>日程第19 議案第19号「筑前町立大刀洗平和記念館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第19号「筑前町立大刀洗平和記念館条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第20	
議長	<p>日程第20 議案第20号「令和7年度筑前町一般会計補正予算(第8号)について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第20号「令和7年度筑前町一般会計補正予算(第8号)について」を採決します。</p> <p>議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第21	
議長	<p>日程第21 議案第21号「令和7年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第21号「令和7年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」を採決します。 議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第22	
議 長	<p>日程第22 議案第22号「令和7年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ないですか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第22号「令和7年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)について」を採決します。 議案第22号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第23	
議 長	<p>日程第23 議案第23号「令和7年度筑前町下水道事業会計補正予算(第2号)について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第23号「令和7年度筑前町下水道事業会計補正予算(第2号)について」を採決します。 議案第23号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第24	

議長	<p>日程第24 議案第24号「令和7年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 （質疑なし）</p>
議長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 （討論なし）</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第24号「令和7年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）について」を採決します。 議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 （賛成者挙手）</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第25～ 日程第31	
議長	<p>日程第25から日程第31までを会議規則第35条の規定により一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第25 議案第25号から日程第31 議案第31号について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。 寺原委員長</p>
寺原委員長	<p>予算審査特別委員会委員長として、会議規則第75条の規定により、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。 お手元に配付しております議会提出議案書等の3ページをご覧ください。 本会議で一括議題として付託されました議案第25号から議案第31号につきまして、3月9日及び10日に委員会を開催し、審議をいたしました。 慎重に審査した結果、委員会審査報告書のとおり、本件は原案のとおり可決されました。 以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。 一括議題とした議案に対する委員長の報告は、原案可決です。 予算審査特別委員会において詳細な質疑がなされたので、質疑を省略します。</p>
議長	<p>議案第25号「令和8年度筑前町一般会計予算について」討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 討論ありませんか。 （討論なし）</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第25号「令和8年度筑前町一般会計予算について」を採決します。 議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 （賛成者挙手）</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。</p>

議 長	次に、議案第26号「令和8年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」 討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 ありませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第26号「令和8年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算につ いて」を採決します。 議案第26号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第27号「令和8年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」 討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 討論ありませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第27号「令和8年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算につ いて」を採決します。 議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第28号「令和8年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算に ついて」討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 ありませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第28号「令和8年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予 算について」を採決します。 議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第29号「令和8年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」 討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 討論ありませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第29号「令和8年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算につ いて」を採決します。 議案第29号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)

議 長	<p>挙手全員です。 したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。</p>
議 長	<p>次に、議案第30号「令和8年度筑前町下水道事業会計予算について」討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 ありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第30号「令和8年度筑前町下水道事業会計予算について」を採決します。 議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。</p>
議 長	<p>次に、議案第31号「令和8年度筑前町水道事業会計予算について」討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 ありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第31号「令和8年度筑前町水道事業会計予算について」を採決します。 議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第32	
議 長	<p>日程第32 同意第3号「筑前町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。 宮崎敏宏教育長につきましては、議事進行上、退席を求めます。 (教育長退室)</p>
議 長	<p>説明を求めます。 総務課長</p>
総務課長	<p>同意第3号について、追加議案書、3ページでございます。 同意第3号「筑前町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」筑前町教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。 本日付提出、町長名です。 氏 名 宮崎敏宏 生年月日 住 所 福岡県太宰府市 提案理由は町長説明のとおりであり、現在、筑前町教育委員会教育長である宮崎敏宏氏が令和8年5月27日をもって任期満了となることから、再任しようとするものであり、任期は3年となっております。 なお、宮崎敏宏氏の経歴等につきましては、別添参考資料でご確認をいただきたいと思います。</p>

	以上、よろしく願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、同意第3号「筑前町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を採決します。 本件について同意することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、同意第3号は同意することに決定しました。 宮崎教育長は席に戻っていただきます。 (教育長入室)
日程第33	
議 長	日程第33 同意第4号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	同意第4号について、追加議案書、4ページです。 同意第4号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」筑前町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。 本日付提出、町長名です。 氏 名 金子毅 生年月日 住 所 福岡県朝倉郡筑前町 提案理由は町長説明のとおりであり、現在、筑前町教育委員会の委員である浦山敏弘氏が令和8年5月27日をもって任期満了となることから、後任として任命しようとするものであり、任期は4年となります。 なお、金子毅氏の経歴等につきましては、別添参考資料でご確認をいただきたいと思っております。 以上、よろしく願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ありませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 ありませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。

	<p>これから、同意第4号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。</p> <p>本件について同意することに賛成の方は挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、同意第4号は同意することに決定しました。</p>
日程第34	
議長	<p>日程第34 報告第2号「専決処分の報告について(福岡市早良区内での事故にかかる損害賠償)」を議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>追加議案書、5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号「専決処分の報告について」</p> <p>地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>次の6ページをお願いいたします。</p> <p>令和8年専決第2号</p> <p>専決処分書</p> <p>地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。</p> <p>令和8年2月13日に専決処分したものです。</p> <p>1 事故名 福岡市早良区内での事故</p> <p>2 事故発生日 令和7年5月23日</p> <p>3 事故の相手方 町外在住者</p> <p>4 事故の概要 令和7年5月23日、福岡市早良区内において、職員が運転する公用車が2車線道路左側を走行中、右に車線変更する際、後方から直進する相手方車両と衝突したものです。</p> <p>5 損害額 相手方43万5,000円</p> <p>6 損害賠償 対物30万4,500円です。</p> <p>賠償額につきましては、本町が加入しております全国自治協会の自動車共済から支払い済みとなっております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これで本件の報告を終わります。</p>
日程第35	
議長	<p>日程第35 議案第32号「令和7年度筑前町一般会計補正予算(第9号)について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>追加議案書の7ページをお願いします。</p> <p>議案第32号「令和7年度筑前町一般会計補正予算(第9号)について」</p> <p>令和7年度筑前町一般会計補正予算(第9号)を別冊のとおり提出する。</p>

	<p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の令和7年度一般会計補正予算（第9号）をお願いします。</p> <p>2ページをお開きください。</p> <p>令和7年度筑前町の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億6,394万8,000円とするものです。</p> <p>第2条の繰越明許費の補正につきましては、5ページの第2表になります。本年度中に事業が終わらない見込みのものについて、翌年度に繰り越しして支出を行うものです。</p> <p>追加事項については、事業名、コスモスプラザ自動制御盤内機器等改修事業1,650万円。</p> <p>変更事項については、補正8号で繰り越ししていた事業のうち、物価高対応子育て応援手当支給事業を補正前100万円から補正後1,006万8,000円に変更し、農業共同利用施設機能強化促進事業を補正前2,634万3,000円から2,873万8,000円へ変更するものです。</p> <p>補正理由につきましては、物価高対応子育て応援手当支給事業については、支給対象となる3月31日までの出生した子どものうち、申請が4月以降になるものを想定しての金額設定でございましたが、3月申請より繰り越しをしないと補助対象とならないという国からの変更通達により、今回、繰越事業を増額するものでございます。</p> <p>農業共同利用施設機能強化促進事業につきましては、全額国の補助事業により次年度支出を予定しておりましたが、新たに同事業に対する上乗せ分の県補助金の増額があったため、今回、繰越事業を増額するものでございます。</p> <p>第3条の地方債補正につきましては、次の6ページの第3表になります。</p> <p>地方債の追加は、コスモスプラザ改修事業、限度額1,650万円。コスモスプラザ自動制御盤内機器等改修事業に緊急防災・減災事業債充当率100%、交付税措置70%を充てます。</p> <p>事項別明細書で歳出からご説明いたします。</p> <p>10ページをお願いします。</p> <p>2款1項5目財産管理費、補正額1,650万円の増額は、老朽化に伴い、コスモスプラザ制御盤内機器等改修工事を急遽実施する必要があることから予算計上するものです。</p> <p>次に、歳入につきましては地方債補正で説明しておりますので、省略いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくご説明いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第32号「令和7年度筑前町一般会計補正予算（第9号）について」を採決します。</p>



上記会議の経過を記載し、その相違ないことを  
証するために署名する。

議長 石丸晴次郎

11番 議員 山本久矢

12番 議員 河内直子